



▶ 育児に関する支援制度

出生時育児休業

- 子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として、2回まで分割して取得することができます(原則、はじめにまとめて申出)。
- **出生時育児休業中は無給**ですが、受給要件を満たす者は、雇用保険から出生時育児休業給付金が支給されます(週20時間以上勤務の者に限る)。資格を満たさない場合でも、共済組合員であれば育児休業手当金が支給されます。

育児休業

- 3歳に満たない子を養育のため、3歳の誕生日の前日まで育児休業をすることができます。
- パートタイム職員の場合は、1歳未満の子(保育所の利用ができない等、特に必要と認められる場合は、1歳6ヶ月まで(さらに特に必要と認められる場合は、2歳まで))の養育のため育児休業をすることができます。
- 2回まで分割して取得することができます。
- **育児休業中は無給**ですが、受給要件を満たす者は、雇用保険から育児休業給付金が支給されます(週20時間以上勤務の者に限る)。資格を満たさない場合でも、共済組合員であれば育児休業手当金が支給されます。

育児時間

- 小学校就学前の子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて30分単位で最大2時間まで部分休業することができます。
- パートタイム職員の場合は、3歳に満たない子を養育するため、勤務の始め又は終わりにおいて最大2時間まで部分休業することができます。
- 育児時間により**勤務に就かない時間は無給**です。

育児短時間労働

- 小学校就学前の子を養育する職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの間で連続する期間(1年以上1年以下の期間に限る)次のいずれかの形態により勤務することができます。**給与は勤務時間に応じた額**が支給されます。
- (1) 1日3時間55分(週19時間35分) (2) 1日4時間55分(週24時間35分)
(3) 週3日(週23時間15分) (4) 週2日半(週19時間25分)
(5) 週19時間25分、週19時間35分、週23時間15分又は24時間35分
※裁量労働制適用職員は(3)のみ、変形労働制適用職員は(5)のみ。
- パートタイム職員の場合は適用されません。

保育休暇

- 生後1年に達しない子を育てる職員が、子の保育(保育園の送迎、授乳等)のために1日2回それぞれ30分以内で休暇(特別休暇)を取得することができます。
- パートタイム職員の場合は**無給の休暇**となります。

子の看護休暇

- 小学校就学前の子の看護(病気やケガの世話又は病気の予防を図るための予防接種、健康診断を受けさせる等の世話)の場合に、1年において5日(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)の範囲内で休暇(特別休暇)を取得することができます。

就業免除 就業制限

- 小学校就学前の子を養育する職員の申出により、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月24時間、1年150時間を超える所定労働時間外の勤務(超過勤務)が免除されます。
- 3歳に満たない子を養育する職員の請求により、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、超過勤務又は休日勤務をさせることはありません。
- 小学校就学前の子を養育する職員の請求により、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの深夜に勤務させることはありません。

始業及び終業 時刻の変更

- 小学校就学前の子のある職員及び小学校に就学している子のある職員(学長が認めたもの)の請求により、業務の運営を考慮した上で、始業及び終業の時刻を変更することができます。
- パートタイム職員の場合は適用されません。